**平成２３年（フ）第４９号**
岩手県北上市中野町３丁目18番26号、前住所岩手県盛岡市津志田11地割６番地５　レジデンス津志田106号
債務者　去石　美香（旧姓八巻）
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２３年（フ）第７８号**
岩手県北上市幸町２番42号、前住所岩手県北上市川岸３丁目24番８号
債務者　佐々木勝之
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２３年（フ）第９６号**
宮城県栗原市栗駒鳥沢新山前106番地
債務者　千葉　国明
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２３年（フ）第９７号**
宮城県大崎市古川米倉字中田261番地１、住民票上の住所宮城県大崎市古川米倉字中田７番地
債務者　鈴木　克弘
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２３年（フ）第２３２号**
兵庫県宝塚市美座１丁目２番１―402号
債務者　粟田　　博
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第２５５号**
兵庫県宝塚市安倉南３丁目６番９―501号
債務者　小山　三郎
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第２０号**
兵庫県宍粟市山崎町川戸569番地
債務者　河本由希子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　神戸地方裁判所龍野支部

**平成２３年（フ）第３０号**
兵庫県たつの市御津町釜屋32番地４
債務者　中川　啓之
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　神戸地方裁判所龍野支部

**平成２３年（フ）第３８号**
兵庫県たつの市龍野町富永324番地１
債務者　山下　勝幸
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　神戸地方裁判所龍野支部

**平成２３年（フ）第４２号**
兵庫県朝来市和田山町久世田990番地15
債務者　濱　　貴浩
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２３年（フ）第４５号**
兵庫県豊岡市山本210番地の４
債務者　羽渕　　恵
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２３年（フ）第２６号**
大分県国東市武蔵町糸原125番地１
債務者　小野　竜志
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　大分地方裁判所杵築支部破産係

**平成２３年（フ）第２６９号**
岩手県下閉伊郡山田町豊間根第４地割115番地３
債務者　外舘　常浩
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第２７０号**
岩手県下閉伊郡山田町豊間根第４地割115番地３
債務者　外舘とも子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第２７９号**
盛岡市東安庭１丁目17番13号
債務者　尹　　京子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第２９８号**
岩手県下閉伊郡田野畑村奥地向53番地
債務者　下条　順子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第３００号**
盛岡市西松園２丁目１番７―203号
債務者　菊池さゆき
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで　盛岡地方裁判所第２民事部